

特定非営利活動法人ソーシャルアクション・パートナーシップ
身体的拘束等適正化のための指針

2022年4月1日

1. 身体拘束等は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者等の尊厳ある生活を阻むものです。NPO 法人ソーシャルアクション・パートナーシップ(以下「NPO 法人 SAP」という)では、以下の項目を職員全員で意識共有し、職員一人ひとりが身体的・精神的・社会的弊害を理解した上で、利用者の尊厳と主体性を尊重して常に権利を擁護し、利用者の立場にたったサービスを行って身体拘束等をしないケアに努めます。

- (1) 身体拘束等は廃止すべきものである
- (2) 身体拘束等廃止に向けて、常に努力をし続けなければならない
- (3) 安易に「やむを得ない」という理由で身体拘束等を行わない
- (4) 身体拘束等を安易に正当化し、許容する考え方はやめるべきである
- (5) 全職員が不適切ケアを強い意志を持ちケアの本質を考える。
- (6) 創意工夫を忘れない
- (7) 利用者の人権を最優先に考慮すること
- (8) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つこと
- (9) 身体拘束等廃止に向けて、ありとあらゆる手段を講じること
- (10) やむを得ず身体拘束等を行う場合、利用者ご本人、及びご家族等に対して十分に説明を行うこと
- (11) 身体拘束等を行った場合、常に解除に向けた努力を怠らないこと（常に「0」を目指すこと）
- (12) 常に障害者の権利擁護について意識を高く持って、自らの知識の向上を目指すこと。
- (13) 風通しの良い職場風土、職場環境を作ることを目指すこと。

2. 関係法令等における身体拘束等禁止規定の遵守

NPO 法人 SAP では、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準、介護保険指定基準等における身体拘束等禁止規定に基づき、サービスの提供にあたっては、当該利用者等又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他利用者等の行動を制限する行為を行いません。

〔「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応の手引き」において禁止の対象となる具体的な行為〕

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。

- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

〔「介護保険指定基準」において禁止の対象となる具体的な行為〕

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

〔緊急やむを得ない場合の例外三原則〕

①切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

②非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合

③一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

3. 身体拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

当法人では虐待防止委員会を設置し、身体拘束等の廃止を含む、虐待防止に向けた取り組みを行います。各事業所においては管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任者が中心となって取り組みを推進します。

なお、運営会議、虐待防止委員会との一体的な運用も可能とします。

(1)設置目的

- ① 法人内における身体拘束等の廃止及び適正化に向けた取り組みについての現状把握、及び改善についての検討
- ② 身体拘束等を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束等について報告するための様式を整備する
- ⑤ 法人の居宅介護職員、生活支援員、その他の職員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、④の様式に従い身体拘束等について報告すること
- ⑥ 身体拘束等適正化検討委員会において、⑤により報告された事例を集計し、分析すること
- ⑦ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等进行分析し身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正化と適正化策を検討すること
- ⑧ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること
- ⑨ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること
- ⑩ 身体拘束等の廃止に関する全職員への指導
- ⑪ 身体拘束等適正化に関する研修の企画及び実施

(2) 身体拘束等適正化検討委員会の構成、役割及び障害関係施設における身体拘束等適正化推進体制

身体拘束等を廃止するために、各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行い、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。なお、当法人虐待防止委員会は、法人全体の身体拘束等適正化検討委員会を兼ねるものとし、委員会の構成及び役割は虐待防止規程、委員会設置要綱に準拠します。また、事業所における身体拘束等適正化推進体制は、各事業所の管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任者にて構成され、施設内で適宜身体拘束等の適正化に向けた検討会議を行います。

(3) 身体拘束等適正化検討委員会の開催

- ・1年に1回以上開催します。
- ・生命保持の観点から緊急に身体拘束等を実施する必要がある場合は、関わる職員の複数意見の確認等により各管理者が可否を判断し、実施後速やかに委員会で再検討します。
- ・虐待防止委員会は年1回以上開催します。

4. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

研修の目的 ケアに関わる全ての職員に対し、身体拘束等の適正化に向け、ご利用者等の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体拘束等適正化に関する基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施します。

(1) 研修の開催

- ・定期的な研修の実施(毎年 1回以上)
- ・新規採用時の研修実施

(2) 研修の記録

研修の実施内容については記録して、保存します。

5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

身体拘束等を行う場合には、次章「6. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針」の手続きに基づき利用者等のご家族等に速やかに説明し、報告を行います。

事業所内において、職員は他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで管理者への報告を行います。当該報告を受けた管理者は、身体拘束等を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握を行います。身体拘束等の事実が発覚した場合は、速やかに利用者等ご本人及びご家族に謝罪し、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行います。

6. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(別添 身体拘束等廃止フローチャート参照)

(1) カンファレンスの実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化検討委員会を中心として関係者が集まり、拘束によるご利用者等の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討します。身体拘束等を行うことを選択する前に、①切迫性② 非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。
- ・要件を検討、確認した上で身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、ご利用者等、及びご家族等に対する説明書を作成します。
- ・また、廃止に向けた取り組み改善の検討を早急に行い実施に努めます。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

・指定様式をもとに、身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間(原則として1年以内)・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

・また、身体拘束等の同意期限を越えて、なお拘束を必要とする場合には、事前に契約者・ご家族等に対して、行っている内容と方向性、ご利用者等の状態などを確認、説明し同意を得たうえで実施します。

・各事業所において、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、個別支援計画等にも記載することとします。

(3) 記録と再検討

・法律上、身体拘束等に関する記録は義務付けられており、指定様式を用いて、その様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存し、必要があれば提示します。

(4) 拘束の解除

・上記(3)の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束等を解除します。その場合、ご本人、ご家族等に報告します。

・なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束等を中止し、必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束等による対応が必要となった場合、ご家族(保証人等)に連絡し、経過報告を実施するとともに、その了承のもと、同意書の再手続なく、生命保持の観点から同様の対応を実施します。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として備え置き、利用者又は利用者等のご家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。

当法人では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。

8. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

法人内における研修以外にも、各事業所所轄の市町村、京都府障害者高齢者権利擁護センター、地域の機関等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めます。

サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、身体拘束等をしないサービスを提供するべく取り組んでいきます。

- ① 人材(職員)が足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか
- ② 事故発生時の法的責任問題回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか
- ③ 利用者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるなど安全配慮の観点のみから安易に身体拘束等を行っていないか
- ④ 強度行動障害があるということのみを理由として、安易に身体拘束等を行っていないか
- ⑤ サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか